

2022年 7月19日

兵庫地方最低賃金審議会

会長 梅野巨利様

兵庫県パート・ユニオンネットワーク

代表委員 塚原久

同 川面勉

同 山本三子



神戸市中央区古湊通1-2-5 DAIEI ビル3F

TEL078-382-2116/FAX078-382-2124

(担当：事務局長 森口知子)

最低賃金改正決定に係る意見について

私たち兵庫県パート・ユニオンネットワークは、1991年、「パート110番」活動に取り組む兵庫県下の地区労、誰でも1人でも入れるユニオン、そして自治体の臨時・非常勤職員や嘱託職員らでつくる自治労兵庫県本部臨時・非常勤職員等評議会で結成された労働団体で、30年にわたって非正規労働者の地位と権利の向上のために活動を行っています。

2022年度の兵庫県最低賃金改定にあたって、「兵庫労働局一般公示第10号」に基づき下記のとおり意見表明します。

記

昨年、兵庫県の最低賃金は928円に上がったとはいえ、1,000円には程遠い状況です。たとえ1,000円の時給でも、1日8時間、週5日働いても年収200万円ほどにしかありません。まして、コロナ禍は収まらず解雇や休職に追い込まれている人はたくさんいます。昨年末から原油価格が高止まりし、エネルギーを中心に値上げが相次ぎました。そこに急激な円安が加わり、政府・日銀が目標としてきた2%の物価上昇は達成しましたが、日銀はいまの物価上昇は賃金の上昇や需要の増加といった経済の好循環をともなったものではないと言っています。そうした状況の中で、憲法で保障されている「健康で文化的な生活」を営むためには、最低賃金をいまずぐ1,000円以上に引き上げる必要があると考えます。

貴審議会におかれましては、意見書に述べています私たち兵庫県パート・ユニオンネットワークの組合員であり、非正規労働者として働いている者の生の声を真摯に受け止め、審議して下さるようお願いいたします。

1. 最低賃金をいまずぐ1000円に引き上げること

2. 全国一律最低賃金にすること



市役所の事務補助として 30 年近く勤務しています。公務職場は行財政改革の名のもと正規職員の新規採用が抑制され、臨時・非常勤等職員へと置き換えられ、消費生活相談員や学童指導員では約 9 割、図書館・学校給食・保育士・学校用務員などは半数を超えて基幹的・恒常業務を担っています。その 6 割以上が正規職員に準じた勤務時間で働いています。この実態をみると臨時・非常勤等職員は公共サービスの重要な担い手となっています。しかし、これらの職員は、地方公務員法・パートタイム労働法・労働契約法のいずれからも適用除外とされ「法の谷間」に置かれ、処遇においても多くは年収 200 万円以下の「官製ワーキングプア」といわれる低い賃金のため正規職員との格差が深刻になっています。

2017 年 5 月に地方公務員法と地方自治法の一部が改正され、2020 年 4 月から「会計年度任用職員制度」が施行されました。法改正の趣旨は、「処遇改善」・「正規職員との均等・均衡」であり、賃金や労働条件の見直しがありました。多くの臨時・非常勤等職員は時給から月給になり、昇給や経験加算もつくようになりました。しかし、給料表において上限を設け、昇給が抑えられ、初任給も高卒より低く、正規職員との均等・均衡からはかけ離れた内容となっています。

2021 年 10 月の地域別最低賃金見直しにより兵庫県の最低賃金が 928 円に改定されました。このことにより時給勤務のパート会計年度任用職員の時給が 904 円から 932 円に改正されました。これは当然のことです。しかし、月給支給のパート会計年度任用職員は時給換算すると最低賃金を下回ることがわかりました。初任給月額 132,954 円は時給換算（7 時間×21 日）すると 904 円です。このことに対し当局は、年間所定労働日数での計算となり（132,954 円×12 月）÷（243 日×7 時間）=937 円となるので最低賃金は下回っていないと主張しました。給与条例には会計年度任用職員の時給計算は月平均所定労働時間で定められています。一方、一般職の給与条例では年間所定労働日数と定められ、考え方がダブルスタンダードになるという矛盾がうまれています。厚生労働省の最低賃金額の計算方法にも両方の考え方があります。時給対象者は賃金を上げるが、月給対象者は据え置きのまま納得できない状況が起きました。

昨年の審議会意見書では会計年度任用職員の給料表の実態について述べましたが、実際に最低賃金が上がっても月給が上がらない、この理不尽な状況を再度意見書として提出します。

給料は私たちの生活の糧です。健康で文化的な最低限度の生活ができるよう、最低賃金今すぐ 1,000 円を求めます。

以上